

会員の声

「保健所運営報告、地域保健・老人保健事業報告からみた保健所数およびその活動の動向」を拝読して

藤本 眞一*

当誌第57巻第7号に資料として掲載された、大月邦夫氏の「保健所運営報告、地域保健・老人保健事業報告からみた保健所数およびその活動の動向」¹⁾を拝読した。保健所組織論を研究対象としている筆者にとって、保健所運営報告等の公表資料を用いて保健所の過去から現状を考察している貴重な資料と言える。しかし、後記の通り、考察においてさらに検討を要する論点があると思慮するので、ここに指摘する。

まず、「保健所数の減少は、所管区域の拡大と直結しており、保健所と管内住民との距離は、業務の面でも、さらに遠く離れていくのではないか危惧される。」との指摘である。横浜市保健所のように市全域（人口368万人程度）を所管し、管轄内に二次医療圏が3つも存在する巨大な保健所ができていますが、これは衛生行政の本庁機能そのものであり、大月氏が期待している保健所像とはほど遠い「保健所」が存在しているのは事実である。しかし、1997（平成9）年、地域保健法が施行され、地域保健に関する住民サービスは保健所で提供するのでなく、市町村保健センターで提供する形が基本²⁾となった今、保健所が住民から遠く離れていく「危惧」という指摘はノスタルジーに過ぎず、筆者らが諸論文で考察^{2,3)}しているように、地域保健法施行後の新しい保健所の機能と役割を考えるべきではないかと考える。

次に、「保健所の診断・検査機能の劣化問題について」である。この論文に引用されている保健所運営報告の試験検査検体総数は、1987年をピークに2005年には1/8となっており、ご指摘のとおり保健所での検査は大幅に減少している。しかし、保健所の設置されている都道府県、指定都市等の地方公共団体には地方衛生研究所も設置され、衛生行政に関する試験・検査を担っているので、地方衛生研究所の検査実施件数を無視して保健所のみの検査機能を論じるのは不相当と考える。実際に、筆者の勤務している埼玉県でも衛生研究所が行政検査を実施している。検査を行わない保健所は、地域保健法上の重要な事業を実施していないのではないかと反論もあるだろうが、地域保健法第6条各号で規定されている保健所業務とされる、衛生行政各法の地方公共団体の長の個別具体的な権限を、保健所で所管するか、他の機関で所管するか、直接行使（本庁の事務）するかは、地方公共団体の長の裁量である。事実、第13号で規定されている試験・検査業務に限らず、例えば第4号の廃棄物処理を保健所で所管させている地方公共団体は、かなり少ないということは周知の事実である。

（受付 2010. 9. 8）
（採用 2010. 9.29）

文 献

- 1) 大月邦夫．保健所運営報告、地域保健・老人保健事業報告からみた保健所数およびその活動の動向．日本公衛誌 2010; 57: 561-570
- 2) 藤本眞一，石川貴美子．保健所の権限および組織からみた健康危機管理にふさわしい組織のあり方に関する研究．厚生指標 2009; 56(13): 10-19
- 3) 藤本眞一．健康危機管理機能を期待する21世紀の保健所像．日本公衛誌 1999; 46: 751-755

* 埼玉県草加保健所
連絡先：〒340-0035 埼玉県草加市西町425-2
埼玉県草加保健所 藤本眞一